

I はじめに・総論

- グローバル化、デジタル化、AI、生命科学の進展など科学技術・イノベーションの急速な進展は人間や社会の在り方に大きな影響を与えている。科学技術・イノベーションの進展と人間や社会の在り方は密接不可分であり、人間や社会の在り方に対する深い洞察に基づいた科学技術・イノベーション創出の総合的な振興が不可欠。

※基本法は法の対象から「人文科学のみに係るもの」が除かれ、「イノベーション創出」の概念が導入されていない。

II 科学技術基本法の見直し

1. 「イノベーション創出」の概念の必要性

- イノベーションを通じた新たな価値創造のため、科学技術・イノベーション政策の一体的展開が必要。

2. 「人文科学のみに係る科学技術」の必要性

【科学技術政策における観点】

- 現代の諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会を実現するため、人間や社会を総合的に理解することが必要であり、人文科学自体の持続的振興が必要。推進策を講じる上で、自然科学と人文科学の扱いを異にする妥当性はなくなっている。

【イノベーション政策における観点】

- イノベーション創出のため、プロセス全体（特に課題設定段階）にわたり、自然科学と人文科学の連携・協創が必要であり、人文科学の積極的役割が重要。

3. 科学技術・イノベーション政策の進展を踏まえたその他の見直し

- 振興方針**に、恩恵を受ける国民や社会課題解決の視点、研究成果をイノベーションに結びつける政策の重要性、分野特性への配慮、ボトムアップ・トップダウン型研究の均衡、研究開発における公正性の確保を追記すべき。

- 基本計画**の規定事項に、従来の施設整備面に加え、人材面等も追加すべき。 等

⇒ **科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けて「イノベーション創出」の概念、「人文科学のみに係る科学技術」等を科学技術基本法に追加。**

「イノベーション創出」の定義は、多様な主体による創造的活動が包含されることが明確なものとし、「科学技術の水準の向上」と並列概念として位置付けるべき。

※「人文科学のみに係る科学技術」については科技イノベ活性化法等にも追加すべき。

III イノベーション創出に向けた制度構築

1. 産学官連携促進に向けた見直し

- 産学官連携の促進のため、民間事業者のニーズへの迅速な対応等が必要となるが、大学・研究法人における課題が存在。

- 大学・研究法人の外部組織での業務実施を可能とすることで、①意欲ある大学・研究法人のポテンシャルの最大限の発揮、②連携の場の形成と成果の社会実装加速による国際競争力強化、③外部組織でのノウハウの大学・研究法人の改革への活用、が期待される。

⇒ ニーズが確認されたオープンイノベーション支援機能、ベンチャー創出支援機能、研究開発機能に係る業務を行う者への**出資を可能とすべき**（外部組織の在り方は法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断。また、出資は自己収入を原資とすべき）。

2. 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

- スタートアップ・中小企業の多様性と機動性がイノベーション創出の一翼を担う時代に

- 米国では、SBIR制度（Small Business Innovation Research）を実施し、新たな産業や雇用を生み出す企業の輩出に成功。

- 我が国では「中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）」を実施してきたが、成長企業の創出やイノベーションの創出には十分に機能していない状況。

⇒ 制度の重点を「イノベーション創出」にシフトするなど、**戦略的にスタートアップ・中小企業のチャレンジを促す新しい日本版SBIR制度**を構築すべき。